

人と緑 心ふれあう交流のまち

朝来市

議会だより



VOL. 20



▲4月12日、生野銀山へいくろう祭が開催されました。



▲4月5日、「朝来市わだやま竹田」お城まつりが開催されました。

■第25回(2月)臨時会 ■第26回(3月)定例会

21年度予算について	2～3
主な議案審議	4～7
臨時会報告	8
特別委員会報告	9～12
主な議案審議	13～15
市政を問う／代表質問、一般質問	16～19
議会の動き	20

平成21年4月30日発行

発行：朝来市議会／編集：議会広報特別委員会
TEL 079-672-6129 FAX 079-672-4041

3月
定例会

市長選挙を控え骨格予算を可決

平成21年度予算総額

267億3,952万円

妊婦健康診査費助成事業(14回分無料)実施

3月定例会は、2月26日から3月30日までの会期で開かれ、平成21年度予算、20年度補正予算、条例、財産の無償譲渡などを審議しました。

平成21年度予算については、予算特別委員会を設置して審議を行いました。また、基金問題調査特別委員会を設置しました。

□一般会計予算

質疑と討論

平成21年度一般会計予算は、予算特別委員会で審査され、最終日に委員長の報告のとおり、賛成多数で可決しました。なお、委員会からは、保育・就学前教育全般、医療体制整備、一般廃棄物収集運搬業務の外部委託、有害鳥獣駆除について審査意見が報告されました。

問 軸足を移すことを検討すべきと思うが市長の考えを。

答 路線バスが通らない交通空白地帯を埋めるためコミバスを運行しているが、今後、地域自治協議会やNPO法人等に実施いただく過疎有償運送実施の可能性を十分検討していく必要がある。

予算特別委員会の審査意見は次ページに掲載しています。(※予算の主な内容については、市広報4月号をご覧ください。)

本会議での主な質疑

問 路線バスの動向によつては、市独自の公共交通政策へ

答 システムの運用にあたっては、全国統一のソフトを導入し、より使いやすいものになると思う。また、負担金に

問 住民税の電子申告システムを普及させるためには、市民への指導が必要だと思うがどうか。また、システムに係る124万円の負担金は毎年必要なのか。

答 システムの運用に伴う緊急経済対策として雇用問題、中小企業の経営支援対策費として補正予算を上程している。また、市内立地企業の幹部の



▲運行3年目を迎えたアコバス

については、維持管理料の意味合いが強いため毎年必要となる。

問 景気対策として、いわゆる働く人々たちへの対策が必要だと思うが市の取り組み状況は。

答 国の二次補正予算に伴う緊急経済対策として雇用問題、中小企業の経営支援対策費として補正予算を上程している。また、市内立地企業の幹部のみなさんに雇用の継続について、強く要請している。

問 教育基本法の改正を受けた、市の教育基本計画制定の取り組み状況は。

答 現在、上位計画である県の教育基本計画がパブリックコメント中である。今後、確定した県計画に基づき市の計画を策定していくことになる。

反対討論

■ 地域住民の合意がとれていない南但広域ごみ処理施設整備に係る負担金が含まれていること、福祉医療費制度等の改善に伴い市民の負担が増加するうえ、市民サービスが低下する内容が含まれている予算は認められない。

■ 積算根拠に問題のある基金利息の予算化は認められない。また、生野幼児センターを「認定こども園」として運営せず、幼児センターとして運営することは、これまで説明のあった運営指針に反するもので、認められない。

賛成討論

■教育、福祉、医療、生活環境の整備に一定の配慮をしつつ、少子化、高齢化対策にも対応し、市民の要望と期待に応えるべく一定のバランスがとれた予算内容である。

国民健康保険特別会計予算

平成21年度国民健康保険特別会計予算は、予算特別委員会審査され、最終日に委員長の報告のとおり、賛成多数で可決しました。

反対討論

■国保税について、国保財政調整基金を繰り入れることで軽減すべきである。

介護保険特別会計予算

平成21年度介護保険特別会計予算は、予算特別委員会審査され、最終日に委員長の報告のとおり、賛成多数で可決しました。

反対討論

■市民負担の増加抑制対策もなく介護保険料を大幅に引き上げる予算に賛成できない。

賛成討論

■安心して老後の生活を送る為には応分の負担は必要であり必ずしも福祉の後退には当たらない。

後期高齢者医療特別会計予算

平成21年度後期高齢者医療特別会計予算は、予算特別委員会審査され、最終日に委員長の報告のとおり、賛成多数で可決しました。

反対討論

■後期高齢者医療制度を撤廃し、高齢者の負担を軽減し、年齢や所得による差別のない医療制度を確立すべきという視点からこの予算案に反対である。

平成21年度一般会計予算 予算特別委員会の審査意見 (内容は要約・抜粋しています。)

- 各種基金積立金利子収入及び出資配当金にかかる円建て仕組債（外国債）の運用収入の見積もりに当たっては、為替の現勢相場を基準に見直し、責任の持てる適切妥当な対策を早急に講じられたい。
- 市民が均一の保育・子育てサービスを受けられる整合性のある確固たるシステムを確立し、保護者との意思疎通を十分に図るとともに、市民の要望・ニーズを十分に反映した施策を展開されたい。
- 学童保育事業について、低所得者層の負担軽減等を考慮した事業の一層の充実強化に努められたい。
- 保育所・幼稚園の運営については、保育士及び幼稚園教諭の専門的資質の向上を最優先課題とし、臨時・嘱託職員の配置による不安定な雇用体制を抜本的に見直すとともに、少なくとも1園（所）に正規職員2名体制の実現に向け、早急に改善されたい。
- 公立豊岡病院組合に対し医師確保を強く働きかけ、分賦金負担割合に見合った朝来市の医療体制整備に向け全力で取り組まれたい。
- 一般廃棄物収集運搬業務を外部委託することの原点に立ち返り、契約のあり方について真摯な姿勢で再検討されたい。
- 有害鳥獣対策事業については、20年度に要望のあった関係集落（地域）等と綿密な調整を行い、耕作放棄の元凶となっている有害鳥獣被害の撲滅・防止に向けて、最大の努力を傾注されたい。

平成21年度予算一覧

※いずれも原案のとおり可決しました。

(単位：千円)

会計の別	予算総額
一般会計	16,816,000
住宅資金貸付事業特別会計	7,800
国民健康保険特別会計	3,147,200
老人保健特別会計	25,400
簡易水道事業特別会計	33,900
と畜場特別会計	3,100
宅地開発事業特別会計	108,000
休日診療所特別会計	10,600
下水道事業特別会計	1,574,800
介護保険特別会計	3,262,000
後期高齢者医療特別会計	417,500
農業共済事業特別会計	103,500
財産区特別会計	11,800
水道事業会計	1,212,888
工業用水道事業会計	5,034
合 計	26,739,522

予算特別委員会の構成

委員長	中島 利信		
副委員長	山本 正之		
委員	長野 梅二・鈴木 逸朗		
	太田 則之・梶原 博司		
	能見勇 八郎・西川 克己		
	上谷 廣志		

市民との対話を重視する

議会基本条例を制定

議会報告会を年1回以上開催へ

朝来市議会基本条例を可決、3月30日制定、4月1日に施行しました。この議会基本条例は、県内の市町では初めての制定となり、その特徴は、議会と市民との関係における活性化、市長との関係における活性化、議員自身における活性化を目的としています。

まず、市民との関係における活性化では、議会がテーマを決めて市民や市民団体と討論の場を創設し、広く市民の意見を議会に反映する、「一般会議」を開催するとともに、市民と議員が自由に意見及び情報を交換する「議会報告会」を年1回以上開催するとしています。次に、市長との関係における活性化では、議会の質問は、市民に論点及び争点を明らかにするため、一問一答方式を採用することや、議員は閉会中を含め市長に対し文書質問を行うことができる新しい制度の導入を制定しています。3つ目に、議員自身における活性化として、議員間の討議の尊重、政策・立案・提言の積極的な実行、委員会等の充実、調査機関の設置と活用、議員の研修強化、更には事務局体制の強化などを制定しています。

以上3点における活性化により、能動的で積極的に活動する、市民に開かれた議会を

実現し、市民の負託に応えようとするもので、この条例は朝来市議会における最高規範と位置付け9章22条から成り立っています。

朝来市議会基本条例の詳細については、今後、議会ホームページ等で周知していきます。

以下主な条例内容とその解説を掲載します。

朝来市議会基本条例

(抜粋)

前文

朝来市議会（以下「議会」という。）は、朝来市市民（以下「市民」という。）によって選出された朝来市議会議員（以下「議員」という。）により構成される議事機関であり、市長との二元代表制の特性を活かし、市民の負託に応え、朝来市の発展と市民福祉の向上を図る使命を有している。

今日、地方分権時代を迎え、自治体の自己決定、自己責任の範囲が拡大している。議会

は討論を通じ、その責務である監視機能と政策立案機能を強化、充実させるとともに、対話を通じ市民の提案を積極的に受けとめ、市民に開かれた議会であることが求められている。

これらを実現するために、市民により身近で、信頼される議会をつくることを決意し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が定める規定の遵守に加え、公正性と透明性の確保、政策形成への市民参加の推進、積極的な情報公開、市長等との緊張関係の保持、議員間の討議の尊重、議会活動を支える体制整備、議員の資質向上等を図るため、ここにこの条例を制定する。

【解説】地方公共団体にあつては、二元代表制を採用し、長（市長）と議員はそれぞれ直接選挙により選出され、その政治責任は共に住民に対し直接負うことになっています。そして、住民に対する政治的な責任を果たすために、それぞれ独立した執行機関と議事機関を組織し、公正妥当な行政を確保するよう努めるべきものとされています。

両者は対等の立場、適度な緊張関係にあり、上下の関係なく運営を行い、相互に責任を負うこ

ともなく、議会は長の執行権を、長は議会の自律権を尊重し合い、共に住民の福祉向上のため責任を負う仕組みとなっています。

よって、市長は条例、予算、その他議会の議決に基づく事務をはじめ市の事務全般を自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を、議会は議事機関として、市長から提案された重要事項について議会の議決をもって意思を決定するとともに、自らも政策を立案し提案する義務が課せられていると言えます。地方分権時代を迎え、自治体の自己決定、自己責任の範囲は拡大しており、朝来市議会も、議会での討論を通じ、その責務である監視機能と政策立案機能を強化、充実させるとともに、市民との対話を通じて、市民の提案を積極的に受けとめ、市民に開かれた議会を目指し、市民により身近で、市民に信頼される議会をつくることを決意し、この条例を制定するものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方分権時代にふさわしい、議会が担うべき役割を果たすための基本的事項を定めることにより、議会をより活性化し、市民の負託に応えることを目的とする。

【解説】

議会が担うべき役割を果たすための基本的事項を明文化することにより、議会を活性化し、市民の負託に応えることを目的として定めています。

第2章 議会及び職員の責務と活動原則

(一) 一般会議

第4条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と議員が自由に意見及び情報を交換する一般会議を開催することができ。

2 議会は、市長等との間においても一般会議を開催することができ。

3 一般会議は議長が、主催する。

4 一般会議の運営に関しては、別に定める。

【解説】

市政の諸課題に柔軟に対応するため、定例会等や委員会という枠を越えて、特定の事項に焦点を絞り、必要に応じて、市民と議員が自由に意見及び情報を交換する「一般会議」を開催することを定めています。

また、市政を担う議会と市長等が、政策形成の過程において意見及び情報を交換し、よりよい政策等が立案できるよう、市

長等との間においても開催できることとしています。この「一般会議」については、議会をより活性化し、市民と協働して、市民に開かれた、市民のための議会を目指すための重要な会議として位置付け、取り組むものです。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加と市民との協働)

第6条 議会は、市民参加と市民協働の議会運営を行うため、情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たすとともに、次の各号に定める事項を遵守するものとす。

(1) 定例会及び臨時会のほか、議会に関する条例及び規則で定めるすべての会議を原則公開すること。

(4) 市民等との意見交換の場を多様に設けて、市民が議会の活動に参加できるような方策を講ずること。

(5) 重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価がなされるよう情報の提供に努めること。

(6) 議会活動について、市民と議員が自由に意見及び情報を交換する議会報告会を年1回以上、開催するよう努めること。

(2号、3号、7号は省略)

【解説】

議会が積極的に議会への市民参加を促すとともに、市民との協働により議会運営を行うことを定めています。

定例会及び臨時会のほか、議会に関する条例及び規則で定めるすべての会議を原則公開とすること、市民からの請願及び陳情は原則として政策提案と位置付け、提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めること、市民が議会の活動に参加できるよう

な方策を多岐にわたって講ずることを定めています。

更に、議会活動に関する積極的な情報公開として、各議員の議会での態度を議会広報で公表し、議員の活動を市民が評価できるよう努めること、定例会及び臨時会などについて審議の内容や過程を市民に報告するとともに、議会活動について市民と意見及び情報交換を行う場として議会報告会を年1回以上、開催すること、などの方策を講ずることを定めています。

第5章 議会の機能強化

(討議の尊重)

第11条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議長は、議員相互の討議を中心に運営を行うものとする。

2 議会は、議員提出議案、

委員会提出議案、市長提出議案、市民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

3 議員は、議員相互の討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

【解説】

第3条で定める「議員の責務と活動原則」のうち第3号に掲げる「議員相互の討議を尊重し、推進すること。」について、より明確にするため、「討議の尊重」という新たな条文を起し、議員相互の討議を中心に議会運営を行うこと、議員及び委員会提出議案、市長提出議案、市民提案等に関して審議し結論を出す場合は、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に努めること、更に、議員相互における討議を通じて合意形成を図り、議員による政策立案、政策提言等を積極的に行うことを定めています。

第9章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第21条 この条例は、議会における最高規範であつて、議会は、この条例の趣旨に反する議会に係る他の条例、規則、告示等を制定してはならない。

【解説】

この条例が、朝来市議会における最高規範であり、この条例の趣旨に反する議会に係る他の条例、規則、告示等を制定してはならないことを定めています。



▲議会活動の更なる活性化が期待される

朝来市市民憲章及び自治基本条例を可決、 3月30日制定、4月1日に施行しました

市民憲章及び自治基本条例は、いずれも総務常任委員会で審査され、最終日に、市民憲章は、委員長報告のとおり、全会一致で可決しました。また、自治基本条例は、委員会から前文、第1条、第4条、第6条、第10条、第11条、第19条、第30条について修正案が提出され、修正可決しました。

修正部分を除く原案についても、可決しました。

市民憲章は、朝来市民の行動規範を定めるために制定しようとするものです。

【朝来市民憲章】

朝来市民は、自らが考えて行動し、共に助け合いながら住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

一人ひとりを大切に、心豊かに生きるまちをめざします。

手をつなぎ、支えあい、安心して健やかに暮らせるまちをめざします。

元氣いっぱい、笑顔が出会うまちをめざします。

ふるさとを愛し、未来に誇るまちをめざします。

みんなが主役、夢と希望に満ちたまちをめざします。

【自治基本条例】

自治基本条例は、朝来市民自らが考えて行動し、共に助け合いながらまちをつくるという理念のもと、まちづくりにおける市民、市議会議員及び市長等のそれぞれの役割及び責務等を明らかにし、朝来市にふさわしい市民自治によるまちづくりを実現することを目的として朝来市自治基本条例を制定しようとするものです。

今回の修正理由は、条文の表記を、市民に分かりやすく、市民の合意を得やすい表現となるよう改めるもの。前文の歴史文化遺産について、表記してある固有名称を市民が固執して捉えることのないよう、自由な発想のもとで市内全体の歴史文化遺産等を認識し、まちづくりに取り組むことが

できるような表現とするもの。第6条については、朝来市議会基本条例の条文との整合を図るためのものです。

【自治基本条例前文】

朝来市自治基本条例の前文を次のように修正しました。

私たちのまち朝来市は、市川と円山川の源を発する美しい山々に抱かれた田園など豊かな自然に恵まれるとともに丹波や播磨の地と交わる但馬の要衝の地にあります。

また、浪漫を伝える多くの古墳や、古寺・古社、城跡とまつりなどの歴史文化遺産とともに、銀山をはじめとする時代の産業遺産を有しています。

私たちは、先人のたゆまぬ努力と営みによって大切に守り育てられてきたこれら地域の財産を未来に継承することにも、いつまでも住み続けたい、住み続けられるまちをつくらなければならないことを願っています。

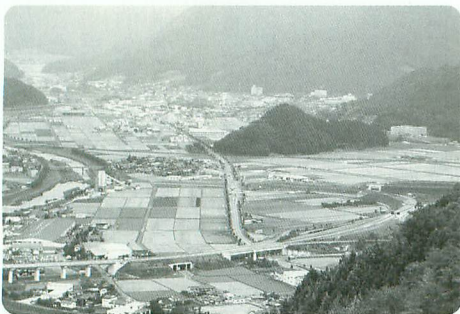
私たちは、朝来市民憲章を踏まえながら、一人一人がまちづくりの担い手として、基本的な人権を尊重して、考え行動し、ともに助け合いながら市民自治のまちづくりを実現するため、朝来市の最高規範

として、ここに朝来市自治基本条例を制定します。

原案に対する 賛成討論

■ 竹田城、生野銀山、茶すり山古墳、粟鹿神社、神子畑鉄橋など朝来市の歴史と文化、市民の誇りを具現化した前文は高く評価すべき。そこを修正案のように削除するのは、市としての歴史、文化、市民の誇りをも削除するのではこの疑念を持つ。市民の代表が4年にわたり議論された結果できた案であり、このことを評価する。

「太古の浪漫を伝える茶すり山古墳」というような言葉は、入れておくべき。原案で



▲美しい田園風景の朝来市

の条例制定こそが、市民の参画と協働を議会が促進・保障していることになる。

したがって、この前文を高く評価して、原案への賛成討論とする。

修正案に対する 賛成討論

■ 原案には固有名称が入っているが、市にある歴史・文化的な重要施設はここに揚げられているものだけではない。固有名称を入れることにより、自由な発想が限定されてくる懸念する。

「持続可能」という表現もわかりにくく、「いつまでも住み続けたい・・・」という修正案の方がわかりやすく優しく表現できると考える。

自治基本条例の本旨は「まちづくり」の主体は「市民」ということで、市民がこの条例をつくり、市民の権利を保障するという点が最も大切。二元代表制とはいえ、最高の意思決定は市民。それを保障するのが自治基本条例である。

「議会基本条例」でもそうなので、それに合わせて修正がされており、修正案に賛成する。

生活環境保全条例を

修正可決

12月定例会に上程され、文教民生常任委員会で休会中の継続審査となっていた「朝来市生活環境保全条例」について、賛成多数で修正可決されました。

修正理由

この条例は、公害防止を第一義に考えた案であり、市民生活を守る観点から生活環境保全に特化したものとなっている。そのため題名を生活環境保全条例とし、1条立てとなっている第4章を削り、条文の整合性を図るもの。

第7条は、市長の責務として公害防止協定締結を事業者に指導する条項であるが、必要な場合は市長と事業者が協定を締結するように努める条項に改めるもの。

第53条は、市民等による自主的な環境保全に関する活動を促進するため、市長が必要なる措置を講ずることができるとするもの。

原案及び修正案に対する反対討論

■公害防止協定の締結を定めた第7条は、法制上問題があり反対である。

■原案の環境保全条例は、自然環境をも含んだ幅広い条例内容であり、条例の題名を修正し、生活環境保全という狭い枠に押し込めることは反対である。

修正案に対する賛成討論

■公害防止を図り、市民の生活を守ることにより特化した修正案の方が、この原案の趣旨を活かすのではないかと判断する。

自然環境保全に関する基本条例は、生活環境保全条例とは別に制定すべきである。

生活環境保全条例の要旨

目的

朝来市民が健康で文化的な生活を営むために必要な生活環境を保全するための基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その総合的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の良好な環境を確保することを目的としています。

市長の責務

市長は、市のすべての事務事業について環境配慮を徹底させるとともに、環境の保全に関する施策を総合的に推進するための「環境基本計画」の位置付けを明らかにし、市長に環境基本計画策定・公表を義務付けることにより、より高い実効性を確保しようとするものです。

事業者の責務

事業者は特にその事業活動による環境への負荷が大きいこと、また、一般的に事業者は、事業活動のための組織を保持しており、環境の保全と創造のための措置を実施し得る物的人的能力を有することから、特に市民とは異なる責務を規定しています。

市民の責務

日常生活において環境への負荷の低減や環境の保全について、自ら積極的に努めるとともに、公害発生状況等の通報の協力、市が実施する環境保全に関する施策への協力や清潔な周辺環境の保持のため、所有する土地等の管理に努めなければならないことを規定しています。

生活環境の保全

公共の場所の清潔保持、廃棄物の適正な処理と投棄又は放置の禁止、ごみ及び再生資源の散乱防止、犬、猫その他の愛がん動物の所有者の適正な管理と責務等を規定しています。

公害防止

工場におけるばい煙等の排出及び発生量等の規制基準の設定、動物飼養施設の設置に関する規制基準の設定、特定建設作業に関する規制、自動車の運転者・所有者に対し自動車の適正な運転及び整備規定、拡声器等の使用の制限、森林所有者等の責務等について規定しています。

2月
臨時会

基金運用調査特別委員会を設置

定額給付金給付事業関係予算等を審議

2月臨時会は、2月18日に開かれ、平成20年度補正予算、基金運用調査特別委員会の設置などを審議しました。

平成20年度補正予算については、各常任委員会に付託され休会中の継続審査となりました。また、「朝来市基金の問題について」横尾正信議員が緊急質問を行いました。

一般会計補正予算質疑

現計予算額194億400万円に5億9、730万円を追加し、歳入・歳出それぞれ200億130万円にするものです。各常任委員会に付託され継続審査となりました。

補正予算の内容は、次のとおりです。

◇定額給付金給付事業

5億7、700万円

◇子育て応援特別手当

2、030万円

主な質疑

問 定額給付金については、世論調査の結果、国民の大多数が評価しないとの声があるが、市長の考えは。

答 定額給付金制度は、生活対策、地域振興対策として重要視している。関連法案が整備されれば、粛々と実施し、地域経済の活性化に一日も早くつなげたい。

問 システム改修費760万円の内容は。

答 金額は、ハードウェア整備費、ソフトウェア改修費を含んだもの。ソフトウェアの改修内容として、リストの作成から交付決定通知の作成までを運動させ、早期に給付事務が実施できるものである。

緊急質問

「朝来市基金の問題について」

3年間の虚偽答弁明るみに
基金問題を徹底究明する

横尾 正信

問 朝来市の基金55億5千万円の外国債券運用について緊急質問をする。1月21日の総務常任委員会に於いて、従来1年から3年としていた運用期間を「契約上の償還期限は30年である」ことを初めて情報開示した。基本契約を隠していたのはなぜか。

答 30年償還というのはフレームである。早期償還の条件が設定しており、5年程度で償還出来るという考えが基本である。隠蔽したというつもりはない。

問 つもりはなくても、「30年償還」という契約の基本部分を開示しなければ、隠蔽であり、虚偽答弁である。

答 既に5債券15億円を早期償還している。為替の変動があっても5円程度のなので早期償還は大丈夫である。過去

10年の大半は1ドル＝110円～120円である。

問 それはあなたの希望的観測に過ぎない。40年前の360円の時代から今日まで、基本は円高である。ところで、日本国債（30年）を12億円購入しているが、これも同じ仕組み債ではないのか。

答 その通りである。同じものだ。

問 そうすると全部で67億5千万円の仕組み債運用である。今後議会として、徹底的に調査し、外国債運用の実態を市民に明らかにしてゆく。

答 必ず円安になり、早期償還出来る。市民生活を豊かにする基金運用であり、全く問題は無い。全国の自治体にも認知されている運用方法である。また、県下自治体も半数が同じ債券運用をしている。

基金運用調査特別委員会調査報告(抄録)

基金運用調査特別委員会は、市の基金運用に問題があるとし、3月30日に委員長報告を行いました。市が購入している円建て外国債(仕組み債)は、為替の変動により利息が変わるため、状況によっては低金利で、解約も難しい状態になる可能性のある基金運用となっていることについて、市長は現実を直視し、リスクの全てを市民に説明し、謝罪すべきとし、今後、市長以下の職員と議会が総力をあげてこの問題に対する確な対処が図れるようその責任を果たすよう求め、全会一致で委員長報告のとおり決定しました。

今回、21ページにおよぶ調査報告をしましたが、紙面の関係でわかりやすく再編集し、新たな表を加え公表します。全文の入手を希望される方は、議会事務局にお問い合わせ下さい。

特別委員会の設置と調査

朝来市は、25件の基金、金額約100億円を有しており、平成18年ごろより、債券運用を含めた積極的運用へと転換している。

その結果、平成20年末の時

点において、基金に属する現金約108億8、500万円の保管、運用の状況は、普通預金及び定期預金で7億4、000万円、指定金銭信託で12億円、債券運用で89億4、500万円となっている。

又、債券の内訳は、国内債での運用が、33億9、500万円

基金運用調査特別委員会の構成

委員長 横尾正信
副委員長 上道正明
鈴木逸朗 波多野 優
木村圭介 上谷廣志
吉田富郎

※3月定例会で新たに設置された「基金運用問題調査特別委員会」も同様の構成となっている。

から8年、あるいは9年までの償還期間ということであり、55億5、000万円が円建て仕組み債という外国債券運用で、運用期間は1年から3年程度との説明であった。

昨秋からの世界的な経済危機の中で、議会は1月21日及び2月12日の両日、総務常任委員会を開き、調査した。市は、初め「外国債券の契約期間は1年から5年である」と説明したが、その後「償還期間そのものは30年である」とした。

調査の結果、21件の外国債券は全て「30年償還」という超長期で、従来「運用は概ね5年以内」と説明してきた期間、契約償還期限ではなく、単なる早期償還条件設定に基づく市の目標であった。為替動向により、円高になると最長30年間の満期償還もあり得ること、市の基金運用が大きなリスクを抱えている可能性があることが判明した。

そこで、議会は、2月18日の臨時議会での緊急質問を受けて、同日「基金運用調査特別委員会」を設置し、市の基金運用の調査に集中的に取り組むこととした。

(一)円建て外国債(仕組み債)購入に至る経過

17年秋頃より、パイオフ解禁とゼロ金利解除の動きなどを受けて、市は、債券運用を

中心として基金の積極的運用を図っていかうとする方針が決定されたとうかがえる。

公金管理のための内部規律として、「朝来市資金管理及び運用基準」、「市債券等運用指針」、「公金管理委員会設置内規」があるが、基金運用において30年物の長期の外国債を購入・運用できるように、市長が権限を行使して、自らの判断で、これらの基準を改正した事実が確認された。

平成18年5月8日に、はじめに公金管理委員会が開催され、改正された運用基準に基づいて外国債購入方針が説明され、確認。特に意見もなく了承され、5月22日、第2回公金管理委員会が開催され再度「ユーロ債」と購入予定の2外国債について「償還期限は20年、30年となっているが、せいぜい3〜4年以内で早期償還の予定である。」と収入役が説明している。

6月22日に、はじめての外国債である、ドイツ復興金融公庫債を購入している。

6月23日、7月24日と2回の委員会が開催され、30年もの外国債購入の方向性を承認して、実質その役目を終え、以後1年余り開かれていない以降、収入役の起案した債券

を、通常の決裁ルート(財務課長―総務部長―副市長―市長)を経て買い増し、今日までに累計で、82億9、950万円の仕組み債を購入している。公金管理委員会へは、1年に1度の事後報告で済ませている。

(二)購入における契約等の手続きについて

これら外国債券の購入手続きは、市長の命を受けて収入役が一手に引き受ける形で進められている。平成20年8月までの3カ年に、債券購入の窓口となった証券会社、銀行は計4社であるが、その債券について、市に開示された情報は、「外国証券内容説明書」という、たった一枚であり、当委員会の調査で多くの重要事項が開示されていなかったことが判明した。

しかし、市が証券会社に提出した「投資確認書」では、「本債券の特性及びリスクの内容を市は確認している。」とあり、市として債券情報の確認が、不十分であり、情報・リスク管理がずさんであると云々ざるを得ない。

（三）仕組み債購入と
金利収入実績

現在までに合計で82億9、950万円の長期仕組み債券を購入しており、その内、早期償還したものは、15・5億円であり、その金利収入は合計で73、983、907円である。（利回り4.7%）
未償還債券67億4、950円による金利収入は、合計で374、108、022円で

あるが、その内9割までが当初の契約に基づく初年度の固定金利分であり、平成21年以降に得るであろう変動型の金利収入は、大幅に少ないと予想される。特に豪ドル連動型は、大半が、ゼロ金利となる可能性が高い。
投資と利益の観点から評価したのは、早期償還した15・5億円が得た73、983、907円の金利収入のみである。

それ以外の374、108、022円の金利収入については、当初1年間の固定金利分が、大半であり、単に金利を先食いしているだけである。購入した債券が、この先いつ償還できるかによって、その債券の年平均利回りが確定するので、その時点でなければ高利回りで運用できたのか、低金利で償還したことになるのかは、評価できない。
金利の先食いなので、井上

保有外国債及び指定金銭信託の時価評価

この表は、平成21年3月末日現在の時価評価額に基づいて算出した評価損額であり、確定した損害額ではありません。

銘 柄	購 入 額	時価評価損額	評価損率
世界銀行	6億円	1億962万円	18.27%
ドイツ復興公庫	3億円	5,124万円	17.08%
ドイツ復興公庫	1億円	2,491万円	24.91%
国際金融公社	5億円	1億1,325万円	22.65%
フィンランド公社	9,950万円	2,631.8万円	26.45%
ノルウェー公社	10億円	2億3,930万円	23.93%
デンマーク公庫	2億円	5,438万円	27.19%
ノルウェー公社	1億円	2,634万円	26.34%
ノルウェー公社	2億円	4,900万円	24.50%
ノルウェー公社	2億円	5,726万円	28.63%
ノルウェー公社	2億円	4,708万円	23.54%
ドイツ復興公庫	5億円	1億2,215万円	24.43%
世界銀行	3億円	8,235万円	27.45%
ドイツ復興公庫	5億円	1億5,525万円	31.05%
フィンランド公社	1億円	2,803万円	28.03%
フィンランド公社	1億円	2,992万円	29.92%
フィンランド公社	1億円	3,005万円	30.05%
世界銀行	1億円	2,215万円	22.15%
世界銀行	1億円	2,602万円	26.02%
世界銀行	1億5,000万円	3,510万円	23.40%
世界銀行	1億円	641.8万円	6.418%
指定金銭信託	12億円	3億7,765万円	31.47%
合 計	67億4,950万円	17億1,378.6万円	25.39%

※購入先の証券会社から提供を受けた時価情報に基づき作成したものです。

（四）仕組み債券・金融派生商品の理解について

市長だけが「高利回り」の恩恵を受けて、あとの市長は何年も、利子もなく、処分もできない「70億円の基金」を抱えて我慢しなければならぬ可能性がある。
従って、この374、108、022円分の金利収入は収入には違いないが、どの期間内の利益とは確定していない金利、従って利回りが確定していない収入であると評価せざるを得ない。

市が購入した外国債の本質を理解するには、市が三井住友銀行から購入した12億円分の「指定金銭信託」という商品の本質を理解するほうがわかりやすいので、これを例に説明する。

この商品はわかりやすい例えば、三井住友銀行が仲介となって朝来市とスワップ業者であるクレディスイス証券が取引をするのである。

まず朝来市は、12億円分の国債（30年償還）を購入し、その年間固定金利（年2.5%）を毎年クレディスイスに提供

する。それに対し、クレディスイスは、最初の1年間は6%の固定金利を朝来市に提供するが、2年目からは、豪ドルの為替水準に連動する変動金利を提供する。それは、豪ドル（1ドル＝78・5円）のラインを基準としている。豪ドルの為替が78・5円か、それ以下ならば、クレディスイスは、年0.1%の金利支払いで済む。78・5円より1円づつ上昇する度に1円＝1%づつ金利が上がる。従って、81円の時には朝来市が受け取る金利は2.5%となる。更に、1円上がるごとに1%づつ上積みされるが6%が上限となる。

こうして、毎年コール日と呼ばれる決まった日に取引をする。朝来市が毎年受け取る金利が2.5%を上回っていれば、国債利回り（2.5%）より高いので、この取引で利益を得たことになるが、逆に、2.5%より低ければ、損失を被ったことになる。朝来市の累積利率の合計が30%になった所でタイムオーバーとなり取引は終了し、朝来市は元金の1億円の償還を受ける。
従って、12年以内で償還となれば、年平均利回り2.5%以上となるので朝来市は国債利回りより、高い利回りを得た

ことになるが、12年以上の償還となれば朝来市の損失となり、クレディスイスの利益となる。30年償還となれば利回りは約0.3%で朝来市は大損となる。

こうした、まるで、とばくのような取引だが、この「指定金銭信託」という商品の本質であるが、それは、朝来市が中途解約をした時に支払いを請求されることになる「スワップ取引解約請求金」にみごとに表現されている。

解約の場合、「残り期間にクレディスイスが得る可能性のあった利益相当分（＝年間金利2%×29年＝58%）の支払いを請求されるのである。12億円であれば約7億円である。元金が保証されている通常の債権の売却でこれだけの損失を被ることはない。みかけとは裏腹にいかにも、ハイリスク商品であるか理解できるはずである。

他の外国債（仕組み債）の本質もこの商品と基本的に同じようなものであると推測される。いずれもスワップ取引を本質とした金融商品であり、朝来市の真の取引相手は多分スワップ業者であるシティバンクやゴールドマンサックスなどの名での投資銀行である。

兵庫県下の自治体における《仕組み債》購入状況
(単位：億円)

購入 市 町	円建て外国債 (仕組み債) (30年満期)	仕組み預金 (金銭信託) (30年満期)	合 計
朝来市	55.5	12.0	67.5
三木市	33.9		33.9
豊岡市		35.0	35.0
明石市	0.5	20.0	20.5
加古川市		13.0	13.0
姫路市		10.0	10.0
三田市		10.0	10.0
尼崎市		10.0	10.0
加東市	5.5	3.8	9.3
たつの市		3.0	3.0
洲本市		2.0	2.0
佐用町		3.0	3.0
兵庫県	0.0	0.0	0.0
合計	95.4	121.8	217.2

注①調査によれば、外国債券を購入している自治体は全国的に見てもわずかである。
注②仕組み預金のうちで、30年満期の超長期物を購入しているのは、全国でも兵庫県下の自治体のみである。

(五) 地方自治体におけるユーロ円債（仕組み債）の導入状況

当委員会としては、主要な自治体である東京都、横浜市、名古屋、大阪市、京都市、福岡市について調査したが、外国債（仕組み債）を購入した団体はなかった。これらの自治体で購入していないという事実が、この金融商品に対する、評価であると考ええる。

兵庫県下において、円建て外国債「ユーロ円債（仕組み債）」を購入しているのは、計4団体のみであった。指定金銭信託を含めても購入は、

12団体であり、朝来市は、金額ベースで全体の31%と突出している。

(六) 基金運用における法律上の問題

地方自治法第241条第2項で、「基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。」とされている。市長は、この法第241条の「確実かつ効率的に」という規定について朝来市の外国債購入はこの法令の枠内において運用していると解釈している。

今回朝来市が購入した「ユ

「ユーロ債」、「指定金銭信託」などの商品は、元本保証と早期償還条件を付けているが、満期償還の期限が30年と、長い点で共通している。法律違反ではないが、実際の効果においては、自治体の財産管理の上で、弊害となり得るものである。

又、地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態において、これを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない。」という条文であり、利子が何かに連動して大きく動き、時にはゼロ金利なるといような状況や、売却をしようとしても「時価」すらわからないというような状況は、この「常に良好な状態」にあるとはいえないということである。

又、「指定金銭信託」の購入においては、内規である「朝来市債券等運用指針」は改正したもの、肝心の条例が改正されておらず、基金条例第3条に違反している事態となっている。第3条では、金銭信託は購入することはできない。

(七) 監査委員の監査について

朝来市では、2名が選任されており、一人は識見を有するものの中から、もう一人は議会から選出されている。

監査委員の説明によれば、「30年償還の外国債を購入し、運用していることは、基金の運用データ一覧表の提示によって承知していたこと、但し、「外国証券説明書」や「投資確認書」などは資料として提出されたことはなく、目を通したことはない。」とのことであった。

又、元本保証や資金繰りの心配について当局に質したが、発行体がトリプルAなので心配はなく短・中・長期の資金計画の下に運用しているので大丈夫である。又、為替リスクについては円建てなので心配ないとの説明を受け、「債権等運用指針」に基づいて運用すべきと意見を述べたとのことであった。

(八) 議会の役割について

議会が、外国債購入の件を扱ったのは、平成19年9月の「18年度決算委員会」、平成20年3月定例会での一般質問及び、総務常任委員会、更に同年9月の「19年度決算委員会」で

目標償還ターゲット為替一覧

※コール日にターゲット為替以上の円安になれば早期償還となる。

豪ドル型 1ドル=71.56円 (H21.4.20現在)

	発行体	目標	コール日	ターゲット 為替(円)
1	世界銀行	3年	H21.7.24	77.8
2	ノルウェー公社	3年	H22.6.20	87.93
3	世界銀行	3年	H22.8.20	89.84
4	デンマーク公社	3年	H22.9.13	87.57
5	ドイツ復興公庫	3年	H22.9.16	93.49
6	世界銀行	3年	H22.9.17	99.19
7	世界銀行	3年	H22.9.28	90.99
8	フィンランド公社	3年	H23.6.10	93.45
9	世界銀行	3年	H23.2.16	85.49
10	国際金融公社	5年	H23.9.26	84.62

米ドル型 1ドル=99.40円 (H21.4.20現在)

	発行体	目標	コール日	ターゲット 為替(円)
1	ドイツ復興公庫	2年	H21.8.13	113.54
2	ノルウェー公社	4年	H22.3.12	111.3
3	ノルウェー公社	3年	H22.4.26	113.35
4	ノルウェー公社	3年	H22.7.9	113.1
5	ノルウェー公社	3年	H22.6.4	110.89

ある。市の説明は、外国債を買っているがトリプルAのものばかりで、信用できること、又、償還期間は1年から3年であること等であり、運用益が出ていることを確認した。

運用については「投機的なものは避けること。リスクはとらないこと、安全・安定な投資に限定すること。」を確認し、収入役もその方向であると答弁した。

説明通りに元金保証、短期償還が、確実であり、その上高利回りであれば、基本的な問題はない、というのが議会及び議員のおおむねの認識であった。

(九) 行政の長たる市長の責任及び議会の責任について

地方自治法第149条で、普通地方公共団体の長が担任すべき事務について、第5項の「会計を監督すること」、第6項の「財産を取得し、管理し及び処分すること」とされている。財産取得と管理及びその処分は、市長の責任と権限である。

この場合の「財産」とは、公有財産、物品、債券及び基金の全てを総称して、財産の全体としての総括的管理

権は市長に属するものであり、収入役は、現金、有価証券、物品の出納保管あるいは、財産の記録管理の面だけをつかさどっているとされている。

地方自治法第170条の規定で、会計管理者は、基金に属する現金、有価証券及び動産についても、その出納及び保管を行うのであるが、このことは基金の運用までを会計管理者が行うことを意味するのではない。収入役は、リスクを伴うような基金の運用は、ブレイキ役、監視役を果たすべき立場である。又、「公金管理委員会」は、市長の命に基いて組織された審議機関であり、市長に対してのみ責任を有している。為替に連動した金融派生商品(デリバティブ商品)の購入や運用の是非、購入時期の選定、リスクの想定・管理などを審議することは、荷の重すぎる任務であるといえる。リスクの高い金融商品の購入を、十分な準備のない「公金管理委員会」に審議させようとした市長の責任は重いものがあるといわざるを得ない。

今日、67億4、950万円の基金総額の62%という巨額の市民の財産が、「極めて不利な金利(ゼロ金利もしくは0.1

%)のままの運用で長期間塩漬けされる」リスクがある事態になっている。市長は、この危機的現実を冷静に直視し、その抱えているリスクの全てを市民に率直に説明するとともに、これまでの不十分なりスク開示や市民に多大の不安を与えていることに対して、謝罪するべきである。

特別委員会は、ペイオフ解禁と、ゼロ金利解禁後の基金運用において「保管だけの運用」から「積極的な基金運用」へ転換したことについては、「是」とするものであるが、それは全国の主要な自治体と同じく自ずから限度があり、「国債、地方債、政府保証債」などを中心とした、安全性と効率性の両者に十分に配慮した運用の限度の中で努力すべきものである。それが市民の大切な財産を預かるものの節度である。

又、特別委員会は、議会自身の負うべき責任についても看過するものではない。基金の運用は、市長の職務権限に属することであり、法及び市条例の上からも議決事項ではない。基金の保管や運用は、議会のチェックからは見えにくい分野である。しかし、市長、収入役がこの点について

議会に対し虚偽又は、間違った説明をしても、それを指摘し、許さないだけの調査と分析、批判能力、そしてそれを支えるだけの市民の利益への奉仕に情熱を持つべきである。現在の厳しい経済状況、及び生活状況を考える時、市長や議会は市民を励まし、希望を持てるように、基金を取り崩しても対策を講じなければならぬ時である。

この点において、議会としても、厳しい自己点検と反省が必要であると考ええる。

なお、当委員会としては、時間的な制約もあり、調査が不十分であり、又、課題も残されている事を認識している。これらは、又、引き続き調査が継続されることを期待するものである。

以上、基金運用調査特別委員会の報告とし、これをもって当委員会の調査は終了することとする。

2月18日に開催された臨時議会で設置された「基金運用調査特別委員会」の調査は、本報告をもって終了し、新たに3月定例会で、「基金運用問題調査特別委員会」が設置され、基金運用におけるユーロ円債と、指定金銭信託について更なる調査をすることとなっている。

□平成20年度

一般会計補正予算(第5号)

現計予算額200億130万円に2億7、800万円を追加し、歳入・歳出それぞれ202億7、930万円にするものです。各常任委員会で審査され、本定例会最終日に賛成多数で可決しました。

補正された主なものは地域活性化・生活対策臨時交付金事業で、内容は次のとおりです。

(産業建設常任委員会の審査意見を別表に掲載)

主な追加補正

- ◇ケーブルテレビ施設整備(フルデジタル化対応) 5、950万円
- ◇有害鳥獣対策事業 9、130万円
- ◇土づくり推進事業(堆肥生産機材整備) 2、498万円
- ◇商工会育成事業 1、000万円
- ◇市道局部改良事業 6、600万円
- ◇消防施設整備事業(高規格救急自動車整備)

2、800万円

◇和田山中学校校舎大規模改造・地震補強事業

2、135万円

◇除雪対策(市道)

2、685万円



▲地震補強のため大規模改造される和田山中学校校舎

主な減額補正

- ◇ふるさと林道整備(岩屋観音線) 1、900万円
- ◇道路新設改良事業(和田山筒江線、物部山内線) 3、499万円

◇埋蔵文化財発掘調査(南但ごみ処理施設) 5、959万円(万円未満四捨五入)

本会議での主な質疑

問 地域活性化・生活対策臨時交付金事業は、財政計画に予定されていた事業の前倒し実施なのか。

答 そのとおり。

問 有害鳥獣対策事業実施に係る地元負担金は、今回の事業で地元から要望のある防止策は充足するのか。

答 地元負担金は従来どおり事業費の23%。現在ある要望にはすべて対応している。

問 捕獲おりは、150基を確保し、要望に応じて地域に貸し出す予定。

問 朝来市まるごと売出し事業で行う開発研究・事業委託に対する基本的な考え方は。

答 研究チームを立ち上げ市内の地域資源等の特色を把握し、実効性

のあるシステムづくりを目指す。また、観光グッズのデザイン等の委託料を計上している。

問 道路局部改良で行う交通安全対策、交差点改良の内容は

答 幅員狭小のため救急車両進入が困難な6路線の拡幅を予定している。

反対討論

■特別養護老人ホームやデイサービスセンターを無償譲渡する契約に基づいて設定された債務負担行為補正は異議を唱えざるを得ません。

賛成討論

■市の厳しい財政状況から介護施設についても受け手のあるときに譲渡するのがベターと判断する。譲渡先へ緊急改修の4分の1程度の補助を担保する債務負担行為は必要と考える。

常任委員会の審査意見

【産業建設常任委員会】

平成20年度一般会計補正予算(第5号)について

- 市内全域で有機堆肥を活用した農業の推進、確立へ向けて、更なる努力を図られたい。
- 有害鳥獣捕獲檻の設置については、要望に応じ複数の檻を貸し出し可能とすること、また、集落が希望した場所に設置できるように取り組まれたい。
- 獣害被害防止は朝来市が本気になって克服すべき課題と位置付け取り組むことを強く要請する。
- 朝来市まるごと売出し事業で、市の売出せる魅力は何かを真剣に多角的に研究すべきである。

平成20年度下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

- 下水道事業関連基金について、今後の事業運営に支障を来すことのないよう基金運用の根本的な見直しが必要と考える。

平成20年度補正予算一覧

※いずれも原案のとおり可決しました。

(単位：千円)

会 計 の 別		補 正 額	予 算 総 額
一般会計 (第4号)		597,300	20,001,300
一般会計 (第5号)		278,000	20,279,300
住宅資金貸付事業特別会計 (第2号)		△100	15,800
水道事業会計 (第2号)	収益的収入	△20,690	757,158
	収益的支出	△5,859	748,534
	資本的収入	32,459	538,326
	資本的支出	△9,206	779,247
下水道事業特別会計 (第3号)		27,400	1,774,000
介護保険特別会計 (第3号)		26,200	3,139,200
後期高齢者医療特別会計 (第1号)		5,000	437,500
農業共済事業特別会計 (第2号)		△14,006	96,106

継続審査の結果

2月臨時会に上程され各常任委員会で閉会中の継続審査

とされていた一般会計補正予算(第4号)について、本定例会初日に全会一致で可決しました。

「朝来市デイサービスセンター条例を廃止する条例」制定について

朝来市デイサービスセンター、朝来市デイサービスセンター「やすらぎ」及び「かしのき園」を社会福祉法人に譲渡することに伴う、関係条例廃止賛成多数で可決しました。

「朝来市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例」制定について

朝来市特別養護老人ホーム「あさがおホール」を社会福祉法人に譲渡することに伴う、関係条例廃止賛成多数で可決しました。

「朝来市高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例」制定について

朝来市朝来高齢者生活福祉センターを社会福祉法人に譲渡することに伴う、関係条例改正賛成多数で可決しました。

財産の無償譲渡について(デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター)

朝来市デイサービスセンター「かしのき園」を朝来市社会福祉協議会に、朝来市デイサービスセンター、朝来市デイサービスセンター「やすらぎ」、朝来市特別養護老人ホーム「あさがおホール」及び朝来市朝来高齢者生活福祉センターを社会福祉法人ひまわりに譲渡することに伴うもの賛成多数で可決しました。

本会議での主な質疑

問 契約上、譲渡した物件が耐用年数を経過した後はどうなるのか。

答 市と譲渡先が協議して決めることになる。

問 残存価格のある施設を無償譲渡するのは何故。

答 福祉施設の財産処分について、国のルール上、無償譲渡が前提となっている。

反対討論

■効率を最優先して市民の大切な財産を無償で処分することは賛成できない。

賛成討論

■譲渡による利用者へのサービスの影響等について問題ないとの判断から賛成する。

「朝来市介護保険条例の一部を改正する条例」制定について

第4期朝来市介護保険事業計画期間における介護保険料額を改める等の関係条例改正賛成多数で可決しました。

本会議での主な質疑

問 保険料額が大幅な引き上げになった要因は。基金の取り崩し額増額の検討は。

答 保険料は事業計画に基づき算定したもの。基金については若干の留保も必要である。

反対討論

■介護保険準備基金を全額繰り入れて介護保険料を引き下げるべきである。

賛成討論

■給付費総額の伸びを3%に抑えての保険料算定であり、ある程度余裕のある基金残高は必要である。

3月定例会で審議した他の議案等

件 名	結 果
◎朝来市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について ※議会議員の費用弁償の額を改めるもの	修正可決
◎朝来市和田山町竹田財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて ◎朝来市和田山町岡、芳賀野財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて ◎朝来市和田山町宮田財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて ※任期満了に伴う委員改選	原案同意
◎兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について ※佐用町・宍粟市三土中学校事務組合、淡路市・洲本市広域事務組合の脱退に伴うもの	全会一致で 原案可決
◎朝来市介護保険介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定について ※被保険者の介護保険料負担を軽減するための基金創設	
◎朝来市生野駅交通センター条例制定について ※朝来市生野駅交通センター設置によるもの	
◎朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について ※委員会委員等の費用弁償の額を改めるもの	
◎朝来市移動通信用施設条例の一部を改正する条例制定について ※神子畑区に移動通信用施設を整備したこと、使用料の額変更によるもの	
◎朝来市移動通信用鉄塔施設整備事業の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について ※神子畑区に移動通信用施設を整備したことによる分担金の所要整備によるもの	
◎朝来市生活改善センター条例の一部を改正する条例制定について ◎財産の無償譲渡について（筒江生活改善センター）（筒江農村公園） ※朝来市筒江生活改善センターを筒江区に譲渡することに伴うもの	
◎朝来市水田利用再編対策研修指導施設条例の一部を改正する条例制定について ◎財産の無償譲渡について（桑原水田利用再編対策研修指導施設） ◎財産の無償譲渡について（山本水田利用再編対策研修指導施設） ◎財産の無償譲渡について（伊由市場水田利用再編対策研修指導施設） ※朝来市桑原水田利用再編対策研修指導施設を桑原区に、朝来市山本水田利用再編対策研修指導施設を山本区に、朝来市伊由市場水田利用再編対策研修指導施設を伊由市場区に譲渡することに伴うもの	
◎朝来市公園条例の一部を改正する条例制定について ※朝来市筒江農村公園を筒江区に譲渡すること、朝来市竹田駅前公園整備によるもの	
◎朝来市過疎地域自立促進計画を変更することについて ※朝来市過疎地域自立促進計画の変更及び追加によるもの	
◎字の区域の変更について ※山東町末歳地区住宅団地造成工事完了に伴い分譲する宅地の字及び地番を統合整理するもの	
◎平成21年度朝来市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について ※事務費賦課金の総額及び単価を定めるもの	
◎農作物共済に係る危険段階基準共済掛金率の設定について ※掛金率の改定によるもの	
朝来市議会の議決に付すべき事件等に関する条例制定について ※議会の議決に付すべき事件等を定めるもの	
朝来市議会会議規則の一部を改正する規則制定について ※議会活動の範囲を明確にし、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場を設けることが可能になったことによる改正	
物価に見合う年金引き上げを求める請願書	継続審査

1会派代表と6議員が、登壇！

市政を問う

3月9日(月)7名



朝来市議会では代表・一般質問は答弁を含め一人50分以内となっています。内容は各議員が500字程度にまとめたもので、質問順に掲載しています。紙面の制約上、質問・答弁とも要約されています。



基金の運用は早期に正常化を

日本共産党議員団 藤原敏信

問 108億円の基金の内、円建て仕組み債に約55億円、金銭信託に12億円運用している。これらの債券は運用期間30年で、円高基調では塩漬け状態に陥り、途中解約すれば元本割れが生じる。正に、ハイリスクハイリターンの金融商品と言える。

市民の貴重な基金を、外国の為替市場に任せてよいのか疑問がある。基金利子の減収見込みは、いくらか。

答 市の資金計画に基づき実施している。何ら問題はない。途中売却せず、概ね5年程度で早期償還ができる見込み。基金利子は、平成20年度予算より約5、200万円の減収見込みになる。

○市民は「ばくち打ち」の心境に憤慨

問 地方自治法238条には「市の土地と有価証券は信託できる」とし、金銭信託は明記ない。市の基金条例でも金銭信託の運用を認めていない。12億円の金銭信託は違法ではないか。

また、県は「基金全体に占める割合には、十分な配慮を」と指摘している。このように、基金本来の目的に違反し

ている。ある市民は「市は、正にばくち打ちの心境で『儲ければよい』『損をしなければ良い』という、とんでもない事をしている」と憤慨している。これが、いま蔓延している市民感情ではないか。

答 公金管理委員会でも、基金の安全より金利優先でリスクを後回しにしている。責任問題と基金の保全、契約のあり方を再検討すべきでないか。



▲全議員参加の金融商品説明会が開催された

一般質問



農林業施策の強化 健康・医療を充実せよ

澁 本 稔

問 朝来市総合計画に立脚し、①地球温暖化防止及び環境分野で成長産業創造のため低炭素社会の実現、②農業の高齢化・後継者不足問題・食料自給率の向上・国土の保全・環境保全という面からも農林業施策の強化、③健康増進・医療の充実を図らなければならぬ。

答 朝来版のグリーンニューディールとして、低炭素社会の実現に積極的に対応したい。農地・山林を守り、農村の安定基盤を確立すること。建設業から農業への参入等、新しい仕組みづくりも必要だ。

問 まちづくり交付金事業・街なみ環境整備事業等、総合性・継続性があり期限がある事業は、早期の事業完成をめざすべき。

答 可能な限り集中的投資をして完成させ、地元の皆さんとの協働によって活性化させたい。

〇小・中一貫教育をめざせ

問 中学校に入ると教科担任制等教育環境の変化にとまどう「中1ギャップ」現象がある。小学校と中学校を分離して考えるのではなく、9年間の義務教育トータルとして捉え、相互に連携して朝来市の小中学校全体のレベルアップを図るべし。

答 算数と数学、小学校の外国語活動と中学校の英語等を中心に、小学校と中学校の連携を深めている。特に生野地域では4月に生野小学校と奥銀谷小学校が統合して1小学校、1中学校となる。学校間の距離も遠くないので、小中連携のモデル地域として取り組む。具体的には外国語活動、美術教育、学校行事、PTA事業等について小中連携を深め、魅力ある学校づくりを進める。



▲小・中一貫教育が期待される生野小学校



外国債券購入は、果たして安全か

小 谷 友 信

問 朝来市公金管理委員会内規第2条には審議事項として、「安全かつ効率的な金融商品の選択」と規定している。今回の基金の運用について、委員会がどのように機能し、円建て外国債の購入を決定したのか。

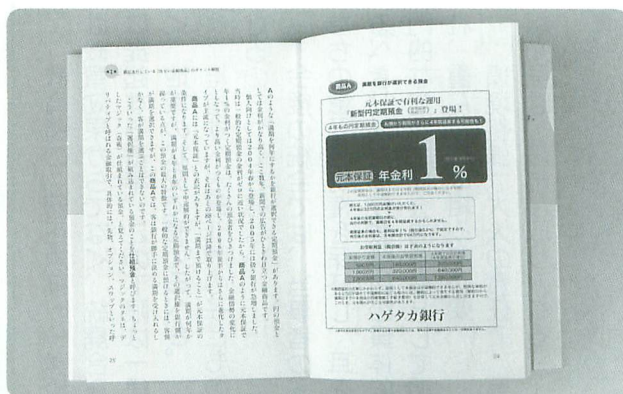
答 基金及び債券の現状、円建て仕組み債の購入協議し、決定したところですが、しかしながら、公金管理委員会の運営については、報告中心のであったことを再認識することにも、大いに反省をしている。

問 債券等運用指針では債券等の選択に係る優先順位として、安全性・流動性担保の必要の度合い・収益性の3項目が規定しているが、円建て外国債購入にあたり、安全性はどのように判断され購入に至ったのか。

答 外国6発行体は、いずれも国際機関なり政府系の機関、地方公共団体連合組織であることから、安全性を有している」と判断した。

問 早期償還5年以内は無理としても、現在の為替相場から判断されて、平均的に5年程度が、どの程度の延長で早期償還が可能となると判断されるのか。

答 基本的には、償還期限は5年前後を設定しているが、為替等の変動により、多少前後することもあると考えておりますが、今後どの程度、延長するかどうかは、流動性があるため明定できない。



▲議員研修で参考にした様々な金融商品の危険性を指摘する書籍

雇用を守れ

上 谷 廣 志



20%増で推移、今後正社員を含めた失業者が出てくると予想されますが、対応はどのようにするのか伺う。

答 地域の求職者を雇い入れて雇用機会を創造する事業を実施する、地域における継続的な雇用機会の創出を図るものである。これらは3カ年にわたり継続事業として実施する。具体的に1つ目として道路付属施設台帳整備事業として、照明やロードミラーの実態調査によりデータ化をおこなう。2つ目は橋梁点検事業で橋梁等道路施設の財産の調査をして、将来の基礎データ

問 解雇は個人の人間性ま

でが否定され生きる意欲まで否定されかねません。朝来市の場合市内在住の非正規雇用の離職者はあまりないと同じですが、ハローワークで調べた結果12月175人、1月213人、2月260人と求職者が訪れた、対前年度

ーを作成する、3つ目として、不法投棄の監視、回収事業、4つ目として、林道景観美化事業、直轄林道の総点検5つ目に史跡内の環境整備事業、をハローワーク等で広く求人をする。又60歳以上の離職者に対する対応として、この機会に応募頂きたい。シルバー人材センターとも連携を取りながらすすめる。

経済が急速に縮小する中、仕事自体が無く、市内事業者でも一部休業をされている状況のなか、企業訪問を含め粘り強い企業の努力をお願いしていく、又雇用優遇措置も活用して雇用確保にも力を入れていく。



▲ハローワーク和田山

「合わせ産廃」(産業廃棄物受け入れ)は、

絶対にしてはならない

鈴木逸朗



○南但広域ごみ処理施設整備
ごみ処理広域化は妥当か

問 市民から寄せられる声は、「移住してきたのになぜ近くに」、「努力でゴミが減るのに大型で高額な施設なの」、「そのつど詳しい説明がされない」など、広域化計画そのものが問題で、妥当か疑問。

答 コスト削減から方向は妥当。

問 醗酵で総焼却量は減るが、ダイオキシン生成物質の量は変わらず、「バイオマス施設で焼却量が減り、ダイオキシン減」は誤り。

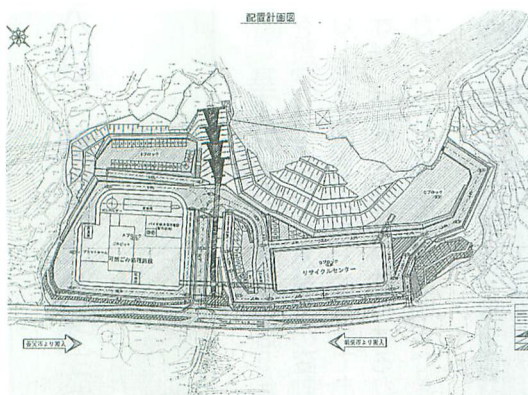
答 総量減で発生も抑制と考える。

問 食品リサイクル法施行で、食品製造業などで注目を浴びている。この産業廃棄物を受け入れる「合わせ産廃」はあるのか。

答 コストアップなら今後検討課題。

問 産廃受け入れはしてはならない。状況で協議、検討する課題であり、方針ではない。

○学校の「適正規模」は、地域の状況で考えるべき



▲都市計画審議会に提出された配置計画図
かってない123件の反対意見が寄せられた

問 教育長の「適正規模」一学級25人は教育効果からでなく、統廃合を地域に提起する基準。この下限は一律でなく、地域の状況で考えるべき。

答 維持すべき最低限の子どもの数となるのもやむを得ない。

問 今後の統合では、当事者の子どもの意見表明権を保証し、耳を傾けるべき。また学校教職員の具体的で専門的な知見は社会的使命として期待され、重んじる取組みが必要。

答 環境整備は大人の責任で。専門的な知見はどんどん取り入れる。

一般質問



庁舎建設基本構想(案)と 国保資格証明書・雇用問題

岡田和之

問 庁舎建設検討委員会の報告書を受けて策定された庁舎建設基本構想(案)の拘束力は。今後の対応は。

答 検討委員会の報告書は尊重する。今後の状況を十分勘案して総合的に判断したい。

○国保資格証明書の発行について

問 無保険の子どもに対する対応は。

答 4人あった中学生以下の子どもの資格証明書は短期証に切り替えた4月から6ヶ月の短期保険証を発行する。

問 子ども以外の家族への対応は。

答 政府の方針により、資格証明書を受けた被保険者が、医療を受ける必要があり、一時払いが困難なことを申し出た場合は短期保険証を発行すること

が可能となった。

問 資格証明書発行基準変更に伴い交付要綱の見直しが必要ではないか。

答 適用除外基準に中学生以下の子どもを除く改正が必要となる。

○市の雇用確保の取り組みは

問 金融危機による景気悪化で雇用状況がきびしくなっている。偽装請負期間や違法クレーリングは派遣期間として通算される。違法、無法な解雇を防止することは内需拡大の上からも重要。市内企業や市条例で優遇を受けた企業に対し、雇用確保の要請を。

答 市内事業所の本社に機会あるごとに雇用確保を要望している。優遇企業に対しても重ねて解雇がないよう要請していきたい。



▲庁舎建設基本構想案が出されたが…



介護保険施設を、なぜ、 無償譲渡するのか

丸尾行子

○残存価格が、7億円もある介護保険施設を、さらに何千万という修理費を補助して、無償譲渡しなくてはならないのか

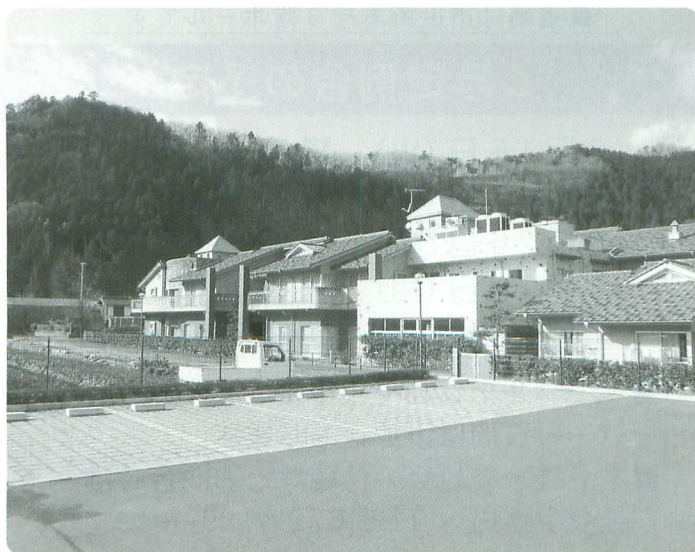
答 市長に託されてはいかがですか。10年経って相当経年老化している施設で、今後膨大な費用がかかる。この際、無償で譲渡すると言ったことが最も妥当な方法と決定。

問 市長は、重度障害者(児)の家族介護手当では、あれほどの厳しい大なたを振るおとしながら、今回の介護保険施設は、急いで民間の事業者へ無償で譲渡しようとするのですか。

答 短絡的かつ安易な計画ではない。市の厳しい譲渡条件に、指定管理者には真剣に協議いただきととのった。

問 市民は不景気の中で苦勞してありますのに、無償譲渡とはいきぶん景気のいいお話ではないかと思ひます。

答 市長は、21年度予算は次期市長にゆだねたい、と言ったことで、骨格予算とされました。ならば、この件についても、次の



▲無償譲渡となった介護保険施設「あさがおホール」

2月

- 2日 議会改革調査特別委員会
- 4 文教民生常任委員会
- 5 議会運営委員会
- 10 文教民生常任委員会
- 但馬広域行政事務組合議会
- 総務常任委員会
- 16 庁舎問題調査特別委員会
- 17 議会運営委員会
- 18 臨時議会
- 総務常任委員会
- 南但広域行政事務組合議会
- 文教民生常任委員会
- 産業建設常任委員会
- 19 総務常任委員会
- 基金運用調査特別委員会
- 兵庫県町議会議員
- 公務災害補償組合議会(神戸市)
- 26 3月定例会(初日)
- 27 3月定例会(第2日)

3月

- 2日 南但広域行政事務組合議会
- 3 基金運用調査特別委員会
- 4 基金運用調査特別委員会
- 5 公立豊岡病院組合議会
- 6 3月定例会(第3日)
- 議会改革調査特別委員会
- 9 3月定例会(第4日)
- 議員全員協議会(研修会)
- 10 3月定例会(第5日)
- 議会運営委員会
- 基金運用調査特別委員会
- 11 予算特別委員会
- 基金運用調査特別委員会
- 12 予算特別委員会
- 13 予算特別委員会
- 基金運用調査特別委員会
- 16 総務常任委員会
- 文教民生常任委員会
- 南但広域行政事務組合議会
- 17 文教民生常任委員会
- 産業建設常任委員会
- 18 総務常任委員会
- 産業建設常任委員会
- 19 基金運用調査特別委員会
- 20 議会改革調査特別委員会
- 23 公立豊岡病院組合議会
- 予算特別委員会
- 24 予算特別委員会
- 25 基金運用調査特別委員会
- 26 総務常任委員会
- 27 基金運用調査特別委員会
- 公立豊岡病院組合議会
- 30 3月定例会(最終日)

4月

- 9 基金運用問題調査特別委員会
- 10 議会広報特別委員会
- 14 基金運用問題調査特別委員会
- 20 基金運用問題調査特別委員会
- 議会広報特別委員会
- 21 近畿市議会議長会(吹田市)
- 23 議会運営委員会
- 28 播但市議会議長会(養父市)

一部事務組合議会の報告

南但広域行政事務組合議会
第96回定例会
(2月18日~3月16日)

平成20年度補正予算、平成21年度予算などが審議されいずれも可決されました。

■平成20年度

一般会計補正予算(第1号) 3、550万円を減額し、総額を1億690万円とするものです。

■平成21年度

一般会計予算

総額を4億7、500万円とするもので、朝来市の負担金は、1億5、215万円です。

公立豊岡病院組合議会

平成21年第1回定例会
(3月5日~27日)

平成20年度補正予算、平成21年度予算などが審議されいずれも可決されました。

■平成20年度補正予算
(第2号)

資本的支出

2、831万円追加

■平成21年度

収益的支出

184億2、222万円

資本的支出

23億9、869万円

約31億4、448万円の赤字予算となっています。朝来市の分賦金は、5億4、216万円(病院交付税額1億2、166万円を含む)です。

議会の傍聴に
お越しく下さい

■議場は市役所本庁3階ホールです

6月定例会の予定

6月16日(火)	議案審議
6月25日(木)	一般質問
6月26日(金)	一般質問
6月29日(月)	一般質問
7月9日(木)	議案審議

■ケーブルテレビで生中継します。
(一般質問は再放送もします。)

■本会議・委員会の傍聴などお問合せは
議会事務局へ TEL 672-6129。